

意見書

平成12年10月23日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 業務課 殿

郵便番号 163-8003
住 所 東京都新宿区西新宿2-3-2
氏 名 株式会社ディーディーアイ
代表取締役社長 奥山 雄材
(連絡先) 企画部
03-3347-7090

平成12年10月10日付で募集された電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見募集に関し別紙のとおり意見を提出します。

接続ルールの見直しについて

平成12年10月23日

株式会社ディーディーアイ

目次

はじめに

- | | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2 | 6. 届出の扱い・・・・・・・・・・ P.13 |
| 2. 不可欠設備の範囲等について・・・・・・・・ P.3 | 7. パブリックコメントについて・・・・・・・・ P.14 |
| (1) 移動体通信事業者の扱い | 8. コロケーション・・・・・・・・・・ P.15 |
| (2) データ伝送役務の扱い | (1) 横つなぎについて |
| 3. 光ファイバアンバンドルルールの在り方・・・ P.5 | (2) NTTコミュニケーションズの帰属
となった通信建物について |
| (1) 基本的な考え方 | 9. 管路等(線路敷設権)・・・・・・・・ P.17 |
| (2) アンバンドルするにあたって | (1) 義務的区間について |
| (3) その他 | (2) 顧客ビルの引き込みについて |
| 4. 接続料金とお客様料金の逆転・・・・・・・・ P.8 | 10. 基本機能の範囲・・・・・・・・ P.20 |
| (1) 電話サービス/ISDNサービス | (1) 基本的な考え方 |
| (2) 専用線/ATM | (2) DSM-Iの扱いについて |
| (3) 局間専用線 | 11. 見直し・・・・・・・・・・ P.23 |
| 5. 非差別的取扱い・・・・・・・・・・ P.11 | |
| (1) 信号網接続(提供可能サービスの格差) | |
| (2) 顧客システムの解消状況 | |

はじめに

- 今回の接続ルールの見直しにあたって、透明性を確保するために広く事業者に対して意見聴取を行っていただいた郵政省及び電気通信審議会の方々に対し、深く感謝申し上げます。
- 今回、接続ルールを見直すことにより、接続条件をより改善し、いっそうの接続の円滑化と通信市場の発展を実現させ、ひいてはお客様の利便性を向上させるため、以下に意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

1 総論

弊社の意見等

- 基本的に、競争の機能していない領域(指定電気通信設備)については、現状どおり接続ルールを適用していただき、競争の機能している領域(非指定電気通信設備)については、競争に委ねていただきたいと考えます。
- 特に、競争の機能している非指定電気通信設備に関する相互接続協定については、基本的に事後届出(接続料金の算定根拠も不要)とし、ビジネスベースの競争に委ねていただき、事業者間での紛争が発生した時に限り、行政の介入による解決を行うことが適切と考えます。

2 不可欠設備の範囲等について ～(1)移動体通信事業の扱い～

弊社の意見等

- 不可欠設備(指定電気通信設備)の範囲は、従来通り固定端末系伝送路設備を対象とすることで問題ないと考えます。

《従来の範囲》

- ・ 都道府県の区域ごとに、固定端末系伝送路設備について回線数が1/2を超えるもの。
 - ・ 移動体通信事業者の加入者回線は、特定事業者を決定するための加入者回線数には含まないこととする。
- NTTドコモグループはシェアを拡大しており、今後ますます市場支配力が強まっていくと懸念されます。そのシェアを背景に、コンテンツプロバイダ等への有形無形の取引圧力等、反競争的な行為が行われることのないよう、設備の接続ルールとは別の観点で監視・規制(ドミナント規制)していく必要があります。
 - ・ ドミナント性の判定にあたっては市場シェアが一要素となると想定されますが、モビリティのある移動体の場合は、広域に市場を捉える必要(現行指定電気通信設備は都道府県単位)があると考えます。

2 不可欠設備の範囲等について ～(2)データ伝送役務の扱い～

弊社の意見等

- 「電気通信事業法第三十八条の二第一項の電気通信設備を指定する件(平成9年12月24日付)」において、不可欠設備の範囲を設備毎に区分し、なおかつ役務毎の限定があり、「データ伝送役務」に関しては、不可欠設備の対象外となっています。
- しかしながら、近年のインターネットの発達により、データ伝送役務に関する需要が急速に伸びており、また、電気通信市場の移り変わりの激しい現状においては、不可欠設備の範囲を「役務」によって限定する概念は適当でないと考えます。
- 従って、役務によって限定する概念を撤廃していただきたいと考えます。

3 光ファイバアンバンドルルールの在り方 ～(1)基本的な考え方～

弊社の意見等

- 光ファイバのアンバンドルについても、メタル回線のアンバンドルを検討した「接続料の算定に関する研究会」の報告書を勘案すると、接続義務の対象である「指定電気通信設備」と判断すべきと考えます。

3 制度面の問題について

(略)

これについては、電気通信事業法第2条における定義に照らし、NTTにおいて提供することとなる設備が「電気通信設備」に該当しないとは言えないので、技術面、運用面の問題について十分な解決が図られれば問題があるとは言えない、との結論が得られた。

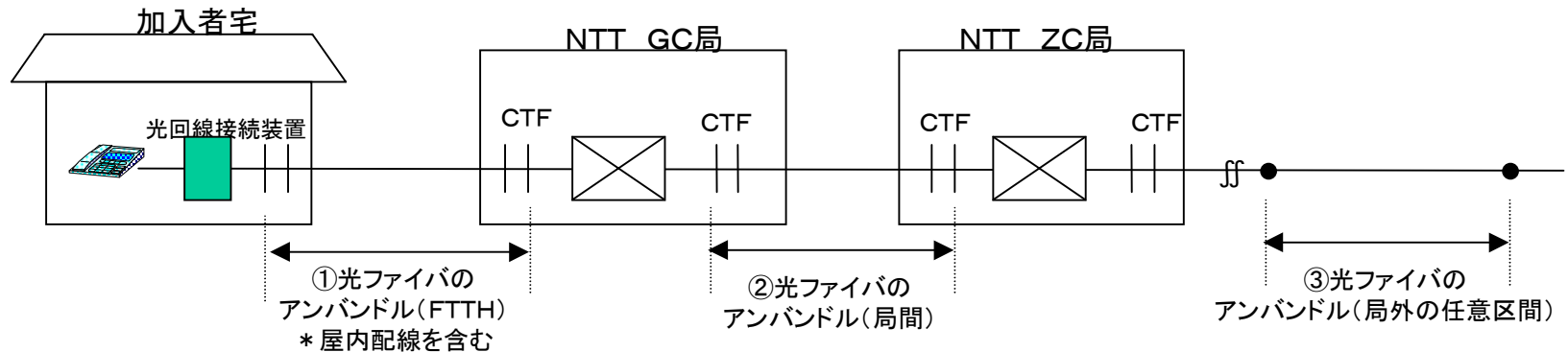
【接続料の算定に関する研究会報告書 -P.4- (平成10年11月6日付)】

3 光ファイバアンバンドルルールの在り方 ~ (2)アンバンドルするにあたって~

弊社の意見等

○ 接続箇所の明確化

接続することが、技術的に問題無いことを条件として、接続形態により標準的な接続箇所と、当該接続箇所における技術的条件を明確にして頂きたい。



○ 接続料について

接続料算定にあたっては、IT革命の構想に沿いユーザが満足できる価格となるよう、より低廉かつ透明に算定すべきと考えます。特に、加入者部分(FTTH)については、早急に長期増分費用モデルを作成する必要があります。

○ アンバンドルの運用ルールについて

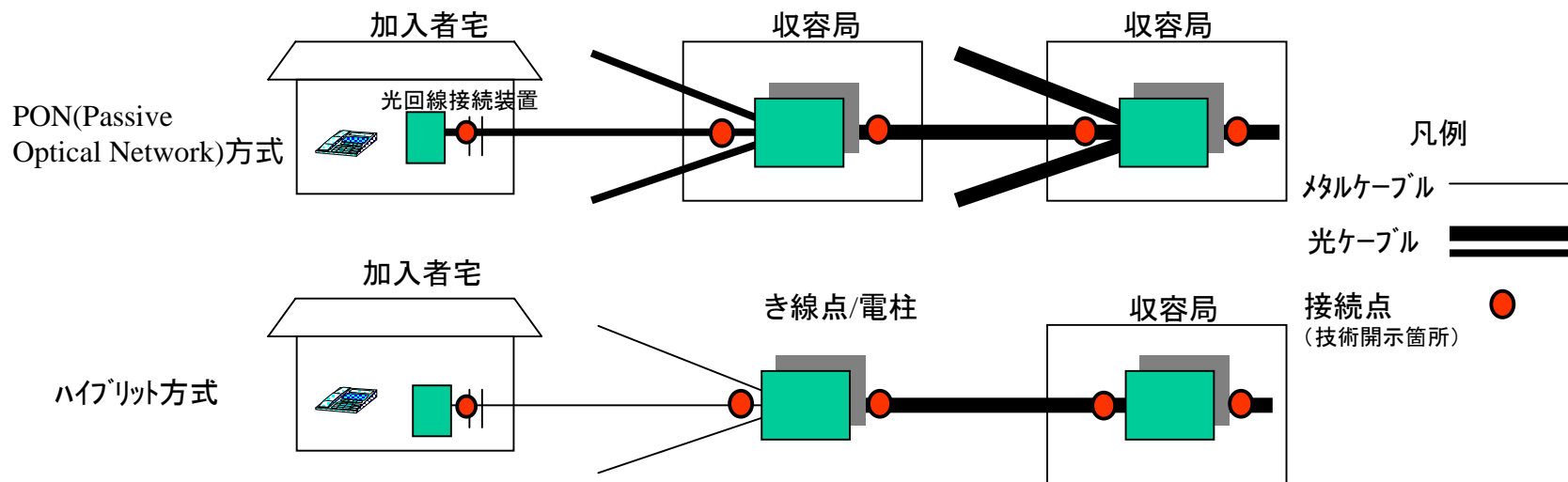
- ① 光ファイバの芯線計画及び実態を明確にし、情報開示を行って頂きたいと考えています。
- ② 他事業者に接続されている光ファイバが、ユーザの希望により他の接続事業者に変更を要望された場合、速やかに切り替えが可能となるようなルールを確立しておく必要があると考えています。

3 光ファイバアンバンドルルールの在り方 ～(3)その他～

弊社の意見等

○ FTTHの実現方法について

現在NTTが導入をすすめているPON(Passive Optical Network)方式あるいはメトリックケーブルと光ファイバを組み合わせるハイブリット方式においても、光ファイバのみケースと同様にアンバンドルすることが必須であると考えます。この場合においては、接続点及び接続点での技術開示(検討)を早い段階から明確化し、接続に支障を来たさないよう配慮されるべきと考えます。



○ 業務委託への準用

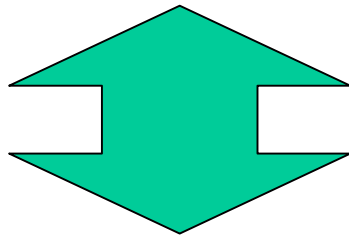
ネットワーク構築の柔軟性の観点から、指定電気通信設備の光ファイバをアンバンドルして他事業者が調達する場合で、設備構成が同様のものについては、調達制度(相互接続・業務委託等)に拘わらず、同一の条件でアンバンドルされた光ファイバを利用可能とすべきであると考えます。

4 接続料金とお客様料金の逆転 ～(1)電話/ISDN～

電話サービス / ISDNサービス

NTT東西両地域会社の定額サービスのお客様料金（一例）

サービス名	料金	適用
テレホーダイ 1800	1,800円 / 月	夜11時～翌朝8時の時間帯
INSテレホーダイ 2400	2,400円 / 月	夜11時～翌朝8時の時間帯
i・アイプラン 1200	1,200円 / 月	3,000円/月分までは、定額料1,200円/月で利用可能



現状のアクセスチャージはセットアップ+秒課金の「従量制」であることから、同様のサービスの提供はできません。

競争事業者が排除される構図。

弊社の意見等

- 例えば、電話/ISDNで、いわば、「卸料金と小売料金の逆転」が生じているメニューがあります。
- このようなケースでは、接続事業者がサービスを提供すればするほど赤字となる構造となり、競争が進まない結果、お客様利便が阻害されることとなります。

考え方17 (略)

接続料と利用者料金との関係については、平成12年度を目途とする接続制度全体の見直しの中でも引き続き議論がなされることが可能である。

【※1】

- 従って、郵政省の考え方を踏まえ、今後このような公正競争を阻害することのないよう接続ルールの見直しを行う必要があると考えます。

※1: 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する答申 一平成11年度接続料について一 別紙 一P.26一 (平成12年2月18日付)

4 接続料金とお客様料金の逆転 ~ (2) 専用線 / ATM ~

専用線 / ATM

- NTT東西両地域会社の専用線 / ATMサービスにおける接続料金とお客様料金との逆転しているメニュー(一例)

種別	品目	区域内	~10Km	~15Km	
一般専用	音声	7,000	10,000	22,000	
	3.4KHz	8,400	12,000	27,000	
	接続料金	11,496	13,999	14,979	
高速デジタル	1.5M	エコノミー1	151,000	151,000	151,000
		接続料金	96,306	152,774	174,884
		エコノミー2	161,000	161,000	161,000
		接続料金	102,431	162,503	186,023
	4.5M	通常	674,000	674,000	674,000
		接続料金	432,487	612,703	683,263
	6M	通常	824,000	824,000	824,000
		接続料金	568,207	808,495	902,575
ATM	0.5M	デュアル	106,000	106,000	106,000
		接続料金	122,771	136,531	142,371
		シングル1	85,000	85,000	85,000
		接続料金	110,729	117,194	119,934
		シングル2	91,000	91,000	91,000
		接続料金	117,775	124,655	127,575

網掛け部分 : ユーザ料金(一般専用 / 高速デジタル / ATM)は接続専用回線料金と接続料金の逆転を示す。

高速デジタル 通常: エコノミー1以外
エコノミー1: エコノミー1クラス(故障の監視を回線単位で行わない。中継区間が二重化。)であって、保守がタイプ1(営業時間内に保守)のもの
エコノミー2: エコノミー2クラス(故障の監視を回線単位で行わない。中継区間が二重化。)であって、保守がタイプ2(24時間保守)のもの

ATM (第一種ATM) デュアル : エコノミークラス及びセカンドクラス(*)以外のもの
シングル1: エコノミークラス(シングル; 中継回線が二重化されていないもの。)であって、保守がタイプ1(営業時間内に保守)のもの
シングル2: エコノミークラス(シングル; 中継回線が二重化されていないもの。)であって、保守がタイプ2(24時間保守)

(*)中継回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、当該の品目の伝送速度での附合伝送が可能なもの。

弊社の意見等

- 現行の専用線 / ATM(交換伝送機能)の料金(アクセスチャージ)については、営業費等を控除しているにも拘わらず、ユーザ料金よりも高額となるケースがあります。(特にATM専用線等)
- このようなケースでは、接続事業者がサービスを提供すればするほど赤字となる構造となり、競争が進まない結果、お客様利便が阻害されることとなります。
- したがって、当該料金についても更なる低廉化が必要と考えており、前ページと同様に、**郵政省の考え方**を踏まえ、今後このような公正競争を阻害することのないよう接続ルールの見直しを行う必要があると考えます。

4 接続料金とお客様料金の逆転 ～(3)局間専用線～

弊社の意見等

- 局間専用線(中継伝送機能(専用型))は、今回24回線(1.5Mb/s相当)、672回線(50Mb/s相当)並びに2016回線(150Mb/s相当)の料金が設定されておりますが、利用回線規模が大きい程現行適用されている料金水準(ユーザ約款ベース)より大幅に高くなる傾向にあります。
- ユーザ向け料金にもあるように、通常の料金は、回線単位が大きくなるほど、設備の効率化が図られ、料金水準も低廉化される構造になっておりますが、現状の料金水準は、ユーザ向け料金の回線規模による効率化と比べると格段に悪い結果となっております。
- 上述が真実であれば、NCC側が知ることの出来ない本機能の回線収容設計において、非常に効率の悪い収容設計を行っていると推測されます。
- 今後更に多種多様な接続が行われること、またNTT地域での新ノード装置の導入等により本機能を利用したGC接続の回線規模が更に大規模になることを鑑みると、現状の料金水準では、上述の接続の弊害となる上、引いてはGC接続自体の接続規制を実質的に行っていることに他ならないと考えます。

(3) 中継伝送機能(専用型)に関する措置

中継伝送機能(専用型)の接続料の低廉化の実現に向けて、大容量の利用による設備効率の向上を反映した料金設定の在り方を検討する必要があるため、東西NTTに対して、平成12年度の接続料改定までに検討し、その結果を郵政省に報告するように求めること。

【平成11年12月17日付け諮問第38号をもって諮問された事案に対する答申】

- つきましては、**答申書**を踏まえ、回線規模に則したコスト効率化を前提とした料金水準(少なくとも交換伝送機能と同等レベルにするべき)へと低廉化することを強く要望するとともに、今後このような公正競争を阻害することのないよう接続ルールの見直しをおこなっていただく必要があると考えます。

5 非差別的取り扱い ～(1)信号網接続(提供可能サービスの格差)～

弊社の意見等

- 現在、NTTコミュニケーションズ及びNCCは、加入者交換機メニューにより、NTT東西両地域会社から網機能の提供を受けることができます。
* NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社から提供を受けている機能については、加入者交換機メニューを利用しているとみなして取り扱われています。
- 他方、NTTコミュニケーションズは、NTTグループ独自の、加入者交換機メニューにはない機能を利用することが可能です。
* (例)フリーコール契約ユーザが発信する際の相手先へのフリーコール番号の通知機能
- 実際、NTTコミュニケーションズとNCCとの間で、使用できる機能に差が生じておりますので、早急に是正を行うとともに、今後このような非差別的取扱いがなされないよう、接続ルールの見直しを行っていただく必要があると考えます。

5 非差別的取り扱い ～(2)顧客システムの解消状況～

弊社の意見等

現在、NTTコミュニケーションズは、NTT東西両地域会社と同一の契約者情報システムを使用しています。

解消期限は平成17年3月31日とされており、再編成後5年以上にわたり、契約者情報に係る格差が是正されないまま放置されます。

引っ越し等により移転したお客様からの料金回収に関し、NTTコミュニケーションズとNCCとの間で格差が生じています。
(NTT東西両地域会社以外には、お客様は移転を通知しないケースが多い模様。)

これにより、例えば、お客様の移転情報については、NTTコミュニケーションズのみが自動的にNTT東西両地域会社より得ることができます。

	NTT コミュニケーションズ	NCC
移転情報の取得		×

- 公正競争上の観点から、期限に拘わらず、今後このような非差別的取扱いがなされないよう、接続ルールの見直しを行っていただく必要があると考えます。

6 届出の扱い

弊社の意見等

- 競争の機能していない領域(指定電気通信設備に関するもの)で、届出だけで接続約款を設定できる規定がありますが、事業者の意見が十分反映されるよう、手続き、運用面に関し、徹底していただきたいと考えます。

第2節 接続に関する料金表・約款

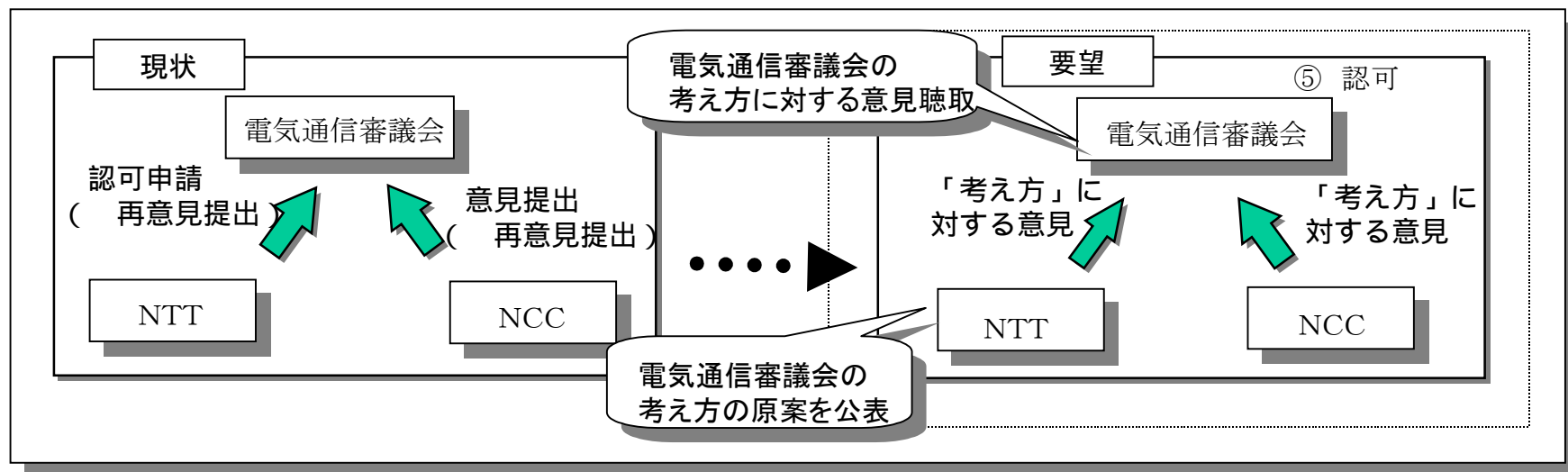
(略)

- (1) 特定事業者は、不可欠設備との接続に関する料金表・約款を作成し、認可申請を行う。
- (2) 料金表については、接続会計結果に基づき毎年見直し、必要に応じて変更の認可申請を行う。
- (3) 郵政大臣は、申請資料を一般の閲覧に供する。
- (4) 他事業者は、申請及び下記(E)の意見に関して郵政大臣に対して意見を述べるができる。
- (5) 特定事業者は、上記(D)の意見に関して意見を述べるができる。
- (6) 上記(4)、(5)の意見に基づき申請が不認可とされる場合には、特定事業者において不認可の理由を踏まえて速やかに再申請を行うことが望まれる。
- (7) **軽微な事項については、認可を得ることを要しない。ただし、他事業者等の検討が可能となるよう事前に届出を行うとともに、公表することとし、当該届出に関して他事業者は、意見を述べるができる。**
- (8) 事業者は、約款により接続を行った場合には、届出を行う。
- (9) 行政手続法に基づき、認可手続に関し、標準処理期間及び審査基準を定める。

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P.13- (平成8年12月19日付)】

- 「当該届出に関して他事業者は、意見を述べるができる。」に関する規定が、法令上反映されておられません。

7 パブリックコメントについて

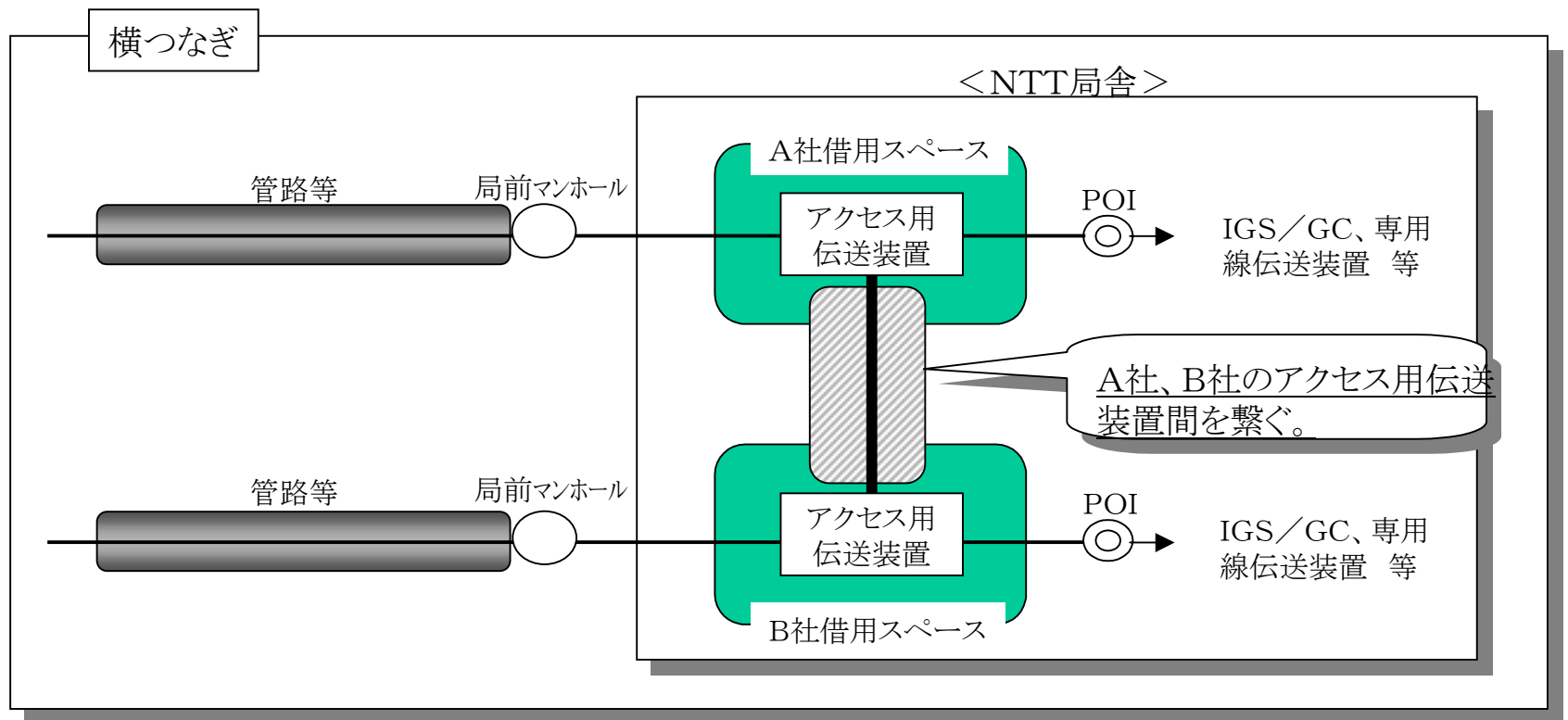


弊社の意見等

- 接続約款(毎年度のアクセスチャージの議論を含む)の認可手続において、意見提出後(再意見がある場合は、再意見提出後、)電気通信審議会の考え方の原案が公表されておらず、また、認可までの期間が短いことから、必ずしも透明性をもった十分な議論がなされていないと考えます。
- 接続約款、特に毎年度のアクセスチャージの議論の場合には、意見提出後(再意見がある場合は、再意見提出後)、電気通信審議会の考え方の原案を公表することとし、それに対する意見聴取手続きを踏まえ、認可していただきたいと考えます。

会議の公開や議事録公開(現在は議事要旨のみ公表)内容の一層の充実をはかる等、更なる透明化をお願い致します。

8 コロケーション ～(1)横つなぎ～



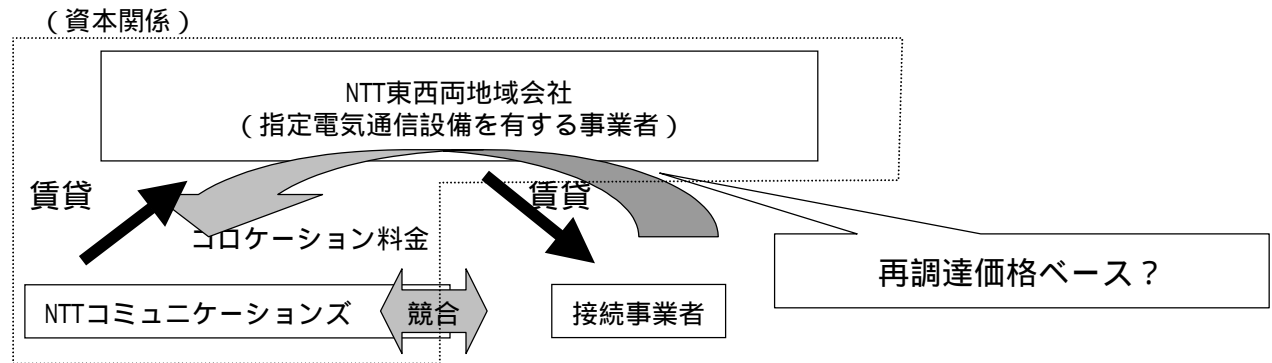
弊社の意見等

- 「異なる接続事業者の設備同士を接続すること」いわゆる「横つなぎ」の料金についても、(正味)帳簿価額をベースに算定していただきたいと考えます。

8 コロケーション ～(2)NTTコミュニケーションズの帰属となった通信建物について～

弊社の意見等

- 現在、接続事業者がコロケーションしている通信用建物のうち、NTT再編成によって、NTTコミュニケーションズの帰属となった通信用建物があります。
- 当該建物におけるコロケーション料金は、結果的にNTT東西両地域会社の接続約款の規定外となり、その料金の算定方法が(正味)帳簿価額ベースなのか再調達価格ベースなのかについては情報開示がなされていません。(弊社の推定では、再調達価格で算定されているものと理解しております。)



- 接続約款のコロケーション料金は、本来、基本的に(正味)帳簿価額ベースと考えます。
- しかしながら、NTTコミュニケーションズの帰属となった通信用建物におけるコロケーション料金が、結果的にNTT東西両地域会社の接続約款の規定外となり、その料金の算定方法が(正味)帳簿価額ベースではなく、再調達価格ベース(推定)となることは、公正競争上、問題があると考えます。

弊社の意見等

- 現在の接続約款では第一マンホール(次頁参照)までの管路等のみが規定されておりますが、それ以外の管路等についても全て本約款において規定していただきたいと考えます。
また、その際の費用については、NTTの主張によれば空き管路を借すことが前提であり、回収もれが発生しないことから、(正味)帳簿価格としていただきたいと考えます。

4 特別な接続ルールの内容

(略)

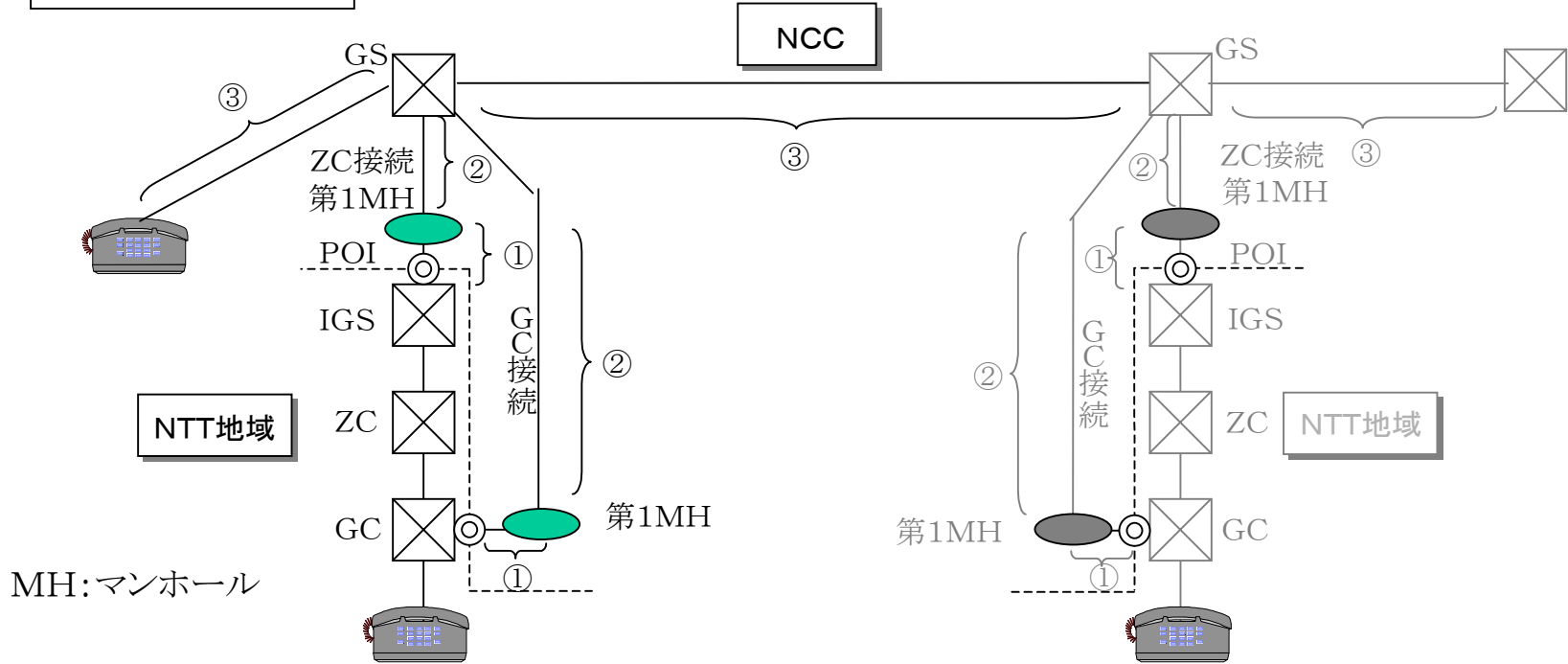
(ア)他事業者が不可欠設備上のポイントまで伝送路を設置するために必要な建物・管路・電柱を提供すること。

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P.11- (平成8年12月19日付)】

- したがって、第一マンホール以遠の接続用管路等、及び接続用以外の管路等について、接続ルールの見直しをしていただきたいと考えます。
- その場合、①義務、②非差別的取扱、③料金、④手続きの透明化、⑤自社利用分の留保の在り方、⑥裁定、⑦ルール見直しを法律により担保していただきたいと考えます。

9 管路等(線路敷設権) ～(1)義務的区間について(2/2)～

現状(弊社の理解)



区分	現状
① NTTの通信用建物から、工事可能な最も近いマンホール等までの管路等	○ NTT接続約款で規定
② 接続に必要な不可欠な管路等	_____
③ その他の管路等	_____

弊社の意見等

- ビル引き込み管路等は、現在のところそれぞれの事業者が独自に引き込んでおりますが、こうした複数事業者による引き込みは、コスト的にも時間的にも競争の進展を阻害するものと考えます。
- ついてはその解決策として、いわゆる公益事業特権を有する事業者に対して、法的根拠を有する形態で、当該管路等や心線の提供を義務づける(※)方法等で解決し、競争の促進とお客様利便の向上を図るよう要望いたします。

※行政による裁定を含む(法的根拠必要)

- なお、それらの管路等や心線が足りない場合等もあり得ますが、増設や既存ケーブル(心線)の張り替え等を含め、競争が進展する方策を取ることとしていただきたいと思います。

10 基本機能の範囲 ～(1)基本的考え方～

弊社の意見等

- 接続用伝送路の費用については、他事業者が負担することと整理されておりますが、ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能であると考えます。

(3) 接続用伝送路

接続用伝送路の費用については、原則として、他事業者が負担すべきである。

(略)

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P23- (平成8年12月19日付)】

- 基本機能の定義が明確化されていないため、現在でも以下の設備について、NTTとの間で問題となっております。

具体的問題点

- ・DSM-I(詳細はP.21,22参照)
- ・多数事業者間インタフェースを利用した接続形態における事業者間精算機能(精算情報に基づく、アクセスチャージ請求を適正な事業者に区分する機能)

2 接続関連費用の負担の考え方

(1) ネットワークの改造費用

接続が確保されることが、競争を促進し、利用者利便の増進を通じて公共の利益に適うとの観点から、基本的な接続機能を提供するために発生するネットワークの改造費用については、事業者間接続に固有の費用としてではなく、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用と見るべきである。

したがって、基本的な接続機能を提供するために発生するネットワークの改造費については、改造を施した設備に一般的に発生する費用として扱うことが適当である。

(略)

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P22- (平成8年12月19日付)】

- 従って、次頁以降のとおり、今後基本機能に関する接続ルールの見直しが必要であると考えます。

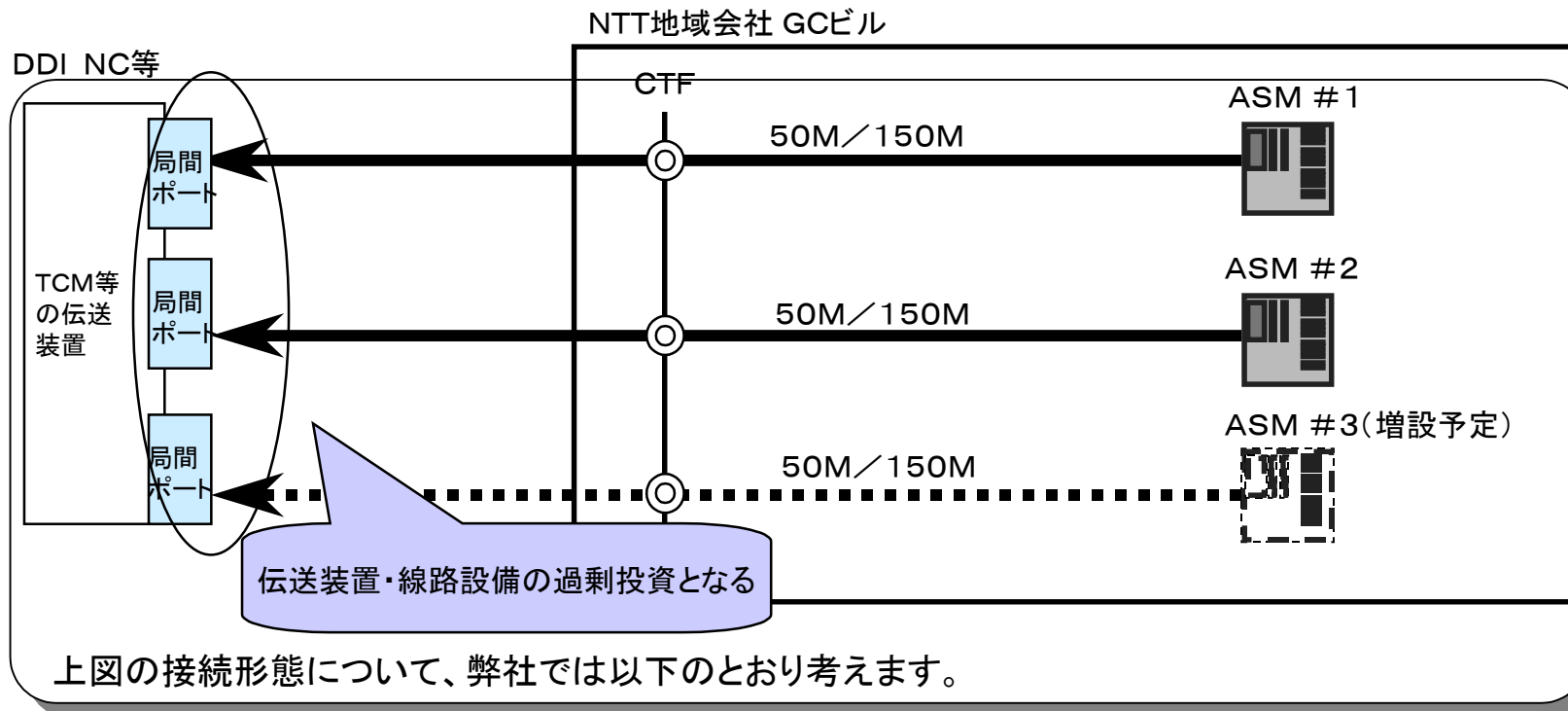
弊社の意見等

以下のとおり、DSM-Iについては基本機能インタフェースとして整理されるべきと考えます。

- 比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。(詳細は次頁参照)
- DSM-Iを介し複数ASMと接続する形態は当然あるべき接続形態であり、事業者側からの要望によりNTT地域会社が個別に対応するべき性質のものではないと考えます。
- 従って、DSM-Iを基本機能インタフェースとし、事業者がDSM-Iを介し複数ASMと接続する形態についても選択できるよう整理されることを要望致します。
- また、DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになると思います。

10 基本機能の範囲 ～(2)DSM-Iの扱いについて(2/2)～

DDI自前伝送路により接続するGCビルに設置されるASMとの接続構成について
【NTT地域会社の考える基本的な接続形態】: ASM毎に個別に光芯線(50M/150M)を直結



弊社の意見等

- 当面、比較的需要が少ない呼(PHS/ISDN呼)を収容するASMについても50M/150Mの大容量で接続しなければならず、設備効率が悪くなっています。
- 新規にASMユニットが増設される度に設備対応が必要と考えます。
- 比較的需要が大きい呼(アナログ呼)を収容するASMについては、費用対効果を考慮のうえ上図の形態で接続する可能性があります。

11 見直し

弊社の意見等

- 見直しは定期的に行っていただきたいと考えます。
- 例えば、2年に1度等、期間の短縮が必要と考えます。
(FCCにおいては、2年に一度全ルールを見直しています。)

5 接続ルールの見直し

接続ルールについては、定期的に見直すこととし、次回の見直し時期については、今般の接続ルールによる会計データに基づく接続料金の算定が平成11年度に行われる見込みであることから、平成12年度を目途に行うことが適当である。なお、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していく必要がある。

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P30- (平成8年12月19日付)】

- 「早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していく必要がある。」については、より公正な競争を図るためにも、引き続き担保するべきと考えます。